

■審議会等の現況調査票（R8. 4. 1現在）

審議会等の名称	担当事務	設置根拠 (法律、条例、規則、要綱等)	組織（委員構成等）			所管課名
			定数 (現員)	男性委員数及び女性委員数	公募委員数	
1 藤井寺市防災会議	地域防災計画の作成及びその実施の推進、市の地域に係る災害に関する情報収集などを行う。	・災害対策基本法第16条第1項 ・藤井寺市防災会議条例	31人以内 (26人)	男性委員数 25人 女性委員数 1人	0人	危機管理室
2 藤井寺市国民保護協議会	市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。	・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第1項 ・藤井寺市国民保護協議会条例	31人以内 (26人)	男性委員数 26人 女性委員数 0人	0人	危機管理室
3 藤井寺市総合計画審議会	基本構想の策定及び変更について調査審議、及び答申する。	・藤井寺市総合計画策定条例 ・藤井寺市総合計画審議会規則	22人以内 (7人)	男性委員数 4人 女性委員数 3人	1人	戦略調整課
4 藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会	公共施設の再編・活用方針および管理の最適化に関する事項を審議する。	・執行機関の附属機関に関する条例 ・藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会規則	現在委嘱なし			FM推進課
5 藤井寺市複合施設整備検討委員会	民間を活用した複合施設整備に伴う諸問題を整理し、課題を検討するとともに、同施設の建設に向けた基本的な考え方について調査審議する。	・執行機関の附属機関に関する条例 ・藤井寺市複合施設整備検討委員会規則	現在委嘱なし			FM推進課
6 藤井寺市病院跡地活用検討委員会	市民病院の跡地活用にかかる基本構想策定にあたって調査審議する。	・執行機関の附属機関に関する条例 ・藤井寺市病院跡地活用検討委員会規則	8人以内 (8人)	男性委員数 5人 女性委員数 3人	1人	FM推進課
7 藤井寺市行政不服等審査会	藤井寺市行政不服等審査会条例（令和4年藤井寺市条例第22号）第3条第1項各号に規定する事項について調査審議する。 藤井寺市行政不服等審査会条例第3条第2項の規定に基づき、情報公開制度又は個人情報保護制度に関する重要事項について意見を述べる。	・行政不服審査法第81条第1項 ・藤井寺市行政不服等審査会条例第2条	5人以内 (5人)	男性委員数 3人 女性委員数 2人	0人	総務課

■審議会等の現況調査票（R8. 4. 1現在）

審議会等の名称	担当事務	設置根拠 (法律、条例、規則、要綱等)	組織（委員構成等）			所管課名
			定数 (現員)	男性委員数及び女性委員数	公募委員数	
8 藤井寺市職員倫理委員会	利害関係者との会議等の費用負担や参加に対する必要性を協議するほか、公務員倫理の確保及び法令遵守体制の整備に関する調査、研究を行う。	・藤井寺市職員倫理条例第7条 ・藤井寺市職員倫理条例施行規則 ・藤井寺市職員倫理委員会規則	5人 (5人)	男性委員数 3人 女性委員数 2人	0人	人事課
9 藤井寺市特別職報酬等審議会	市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料に関し審議する。	藤井寺市特別職報酬等審議会条例	現在委嘱なし			人事課
10 議会議員その他非常勤職員公務災害補償等認定委員会	災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを審議する。	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条	5人 (5人)	男性委員数 4人 女性委員数 1人	0人	人事課
11 議会議員その他非常勤職員公務災害補償等審査会	公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立を審査する。	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条	3人 (2人)	男性委員数 2人 女性委員数 0人	0人	人事課
12 藤井寺市指定管理者候補者選定委員会	藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、指定候補者の適格性を審査する。	藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条	現在委嘱なし			行財政管理課
13 藤井寺市住居表示審議会	本市の住居表示の実施に関し重要事項を調査、審議する。	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市住居表示審議会規則	現在委嘱なし			市民課
14 藤井寺市人権を守るまちづくり審議会	人権を守るまちづくりの実現に寄与することを目的に人権擁護に関する重要事項について審議する。	・藤井寺市人権を守るまちづくり条例第6条 ・藤井寺市人権を守るまちづくり審議会規則	10人以内 (10人)	男性委員数 5人 女性委員数 5人	2人	協働人権課
15 藤井寺市男女共同参画推進審議会	男女共同参画社会の実現に寄与することを目的に男女共同参画に関する重要事項について審議する。	・藤井寺市男女共同参画推進条例第14条 ・藤井寺市男女共同参画推進審議会規則	10人以内 (10人)	男性委員数 5人 女性委員数 5人	2人	協働人権課

■審議会等の現況調査票（R8. 4. 1現在）

審議会等の名称	担当事務	設置根拠 (法律、条例、規則、要綱等)	組織（委員構成等）			所管課名
			定数 (現員)	男性委員数及び女性委員数	公募委員数	
16 藤井寺市いじめ問題再調査委員会	重大事態に係る事実関係を明確にするために調査された事案に関して、市長の諮問に応じて調査を行い、その結果を答申する。	・藤井寺市いじめ問題再調査委員会条例	現在委嘱なし			協働人権課
17 藤井寺市市民協働推進委員会	本市の市民協働の推進に関する次の事項を調査審議する。 (1)市民協働の基本指針に関する事項 (2)市民協働の推進施策に関する事項 (3)その他市長が必要と認める事項	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市市民協働推進委員会規則	現在委嘱なし			協働人権課
18 藤井寺市地域経済循環創造事業審査委員会	地域経済循環創造事業の補助対象事業についての調査審議に関する事務	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市地域経済循環創造事業審査委員会規則	現在委嘱なし			産業労働課
19 藤井寺市環境保全審議会	良好な環境の保全に関する基本的事項を調査、審議する。	・藤井寺市環境保全基本条例第7条 ・藤井寺市環境保全審議会規則	20人以内 (7人)	男性委員数 6人 女性委員数 1人	1人	環境衛生課
20 藤井寺市障害者介護認定審査会	障害福祉サービスを利用する際の障害支援区分認定を行う。	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条 ・藤井寺市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例 ・藤井寺市障害者介護認定審査会規則 ・藤井寺市障害者介護認定審査会運営要綱	20人以内 (15人)	男性委員数 11人 女性委員数 4人	0人	福祉総務課
21 藤井寺市保健福祉計画推進協議会	本市が実施する保健福祉施策に関する調査研究、意見具申を行う。	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則	30人以内 (16人)	男性委員数 7人 女性委員数 9人	1人	福祉総務課

■審議会等の現況調査票（R8. 4. 1現在）

審議会等の名称	担任意務	設置根拠 (法律、条例、規則、要綱等)	組織（委員構成等）			所管課名
			定数 (現員)	男性委員数及び女性委員数	公募委員数	
22 藤井寺市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法に規定される地域福祉計画の策定に関し審議する。	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市地域福祉計画策定委員会規則	7人以上 25人以内 (12人)	男性委員数 6人 女性委員数 6人	2人	福祉総務課
23 民生委員推薦会	本市に定められた民生委員・児童委員の定数の範囲内で候補者を推薦する。	・民生委員法第5条・第8条 ・藤井寺市民生委員推薦会規則	6人以上 12人以下 (12人)	男性委員数 7人 女性委員数 5人	0人	福祉総務課
24 藤井寺市介護認定審査会	介護保険法の規定に基づき、要介護、要支援について審査、判定を行う。	・介護保険法第14条 ・藤井寺市介護保険条例第6条 ・藤井寺市介護認定審査会運営要綱	60人以内 (30人)	男性委員数 20人 女性委員数 10人	0人	高齢介護課
25 藤井寺市地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、地域密着型サービスの指定、指定基準及び介護報酬の設定、その他必要な事項に関して協議する。	・藤井寺市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関する規則第3条 ・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市地域密着型サービス運営委員会規則	7人以内 (7人)	男性委員数 3人 女性委員数 4人	1人	高齢介護課
26 藤井寺市地域包括支援センター運営協議会	藤井寺市地域包括支援センターの公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、必要な事項に関し協議する。	・介護保険法施行規則第140条の66第1項第1号ロ(2) ・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市地域包括支援センター運営協議会規則	7人以内 (7人)	男性委員数 3人 女性委員数 4人	1人	高齢介護課
27 藤井寺市老人ホーム入所判定委員会	福祉事務所長が決定する老人ホームへの入所措置及び措置継続の要否について判定審査を行う。	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市老人ホーム入所判定委員会規則	8人以内 (7人)	男性委員数 4人 女性委員数 3人	0人	高齢介護課

■審議会等の現況調査票（R8. 4. 1現在）

審議会等の名称	担任意務	設置根拠 (法律、条例、規則、要綱等)	組織（委員構成等）			所管課名
			定数 (現員)	男性委員数及び女性委員数	公募委員数	
28 藤井寺市立休日急病診療所運営委員会	藤井寺市立休日急病診療所を円滑に運営するため、必要な事項を審議する。	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市立休日急病診療所運営委員会規則	8人以内 (7人)	男性委員数 5人 女性委員数 3人	2人	健康・医療連携課
29 藤井寺市健康づくり推進協議会	市民に密着した総合的な健康づくり対策を推進するため、必要事項を審議し、企画するとともに、事業実施の推進を図る。	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市健康づくり推進協議会規則第3条	20人以内 (18人)	男性委員数 11人 女性委員数 7人	1人	健康・医療連携課
30 藤井寺市予防接種健康被害調査委員会	本市が実施する予防接種に関連して発生した健康被害について、その原因等を調査審議する。	・藤井寺市立保健センター条例第3条第2項 ・藤井寺市予防接種健康被害調査委員会設置規則	7人以内 (7人)	男性委員数 4人 女性委員数 3人	0人	健康・医療連携課
31 藤井寺市健康増進計画・食育推進計画策定委員会	「藤井寺市健康増進計画・食育推進計画」策定について調査審議する。	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市健康増進計画・食育推進計画策定委員会規則	現在委嘱なし			健康・医療連携課
32 藤井寺市胃内視鏡検診運営委員会	本市が実施する胃内視鏡検診の実施運営等についての必要事項について調査審議する。	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市胃内視鏡検診運営委員会規則	7人以内 (7人)	男性委員数 6人 女性委員数 1人	0人	健康・医療連携課
33 藤井寺市国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の円滑な事業運営を図るため、必要な事項に関し審議する。	・国民健康保険法第11条 ・国民健康保険法施行令第3条・第4条・第5条 ・藤井寺市国民健康保険条例第2条 第2条の2 第3条 ・藤井寺市国民健康保険運営協議会規則	14人 (14人)	男性委員数 10人 女性委員数 4人	0人	保険年金課

■審議会等の現況調査票（R8.4.1現在）

審議会等の名称	担任意務	設置根拠 (法律、条例、規則、要綱等)	組織（委員構成等）			所管課名
			定数 (現員)	男性委員数及び女性委員数	公募委員数	
34 藤井寺市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。	・子ども・子育て支援法第72条第1項 ・藤井寺市子ども・子育て会議条例 ・藤井寺市子ども・子育て会議規則	10人以内 (10人)	男性委員数 2人 女性委員数 8人	2人	子育て支援課
35 藤井寺市児童福祉審議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項に規定する事項（大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項に規定する事務に係るものに限る。）、同条第3項に規定する事項及び児童の福祉に関する事項について調査審議する。	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市児童福祉審議会規則	5人以内 (5人)	男性委員数 1人 女性委員数 4人	0人	子育て支援課
36 藤井寺市民間保育施設設置・運営事業者選考委員会	(1)民間保育施設設置・運営事業者の選考に関する事。 (2)その他民間保育施設設置・運営事業者の選考に関し必要と認める事項に関する事。	藤井寺市民間保育施設設置・運営事業者選考委員会規則	現在委嘱なし			こども施設課
37 藤井寺市都市計画審議会	都市計画に関する事項を調査審議する。	・都市計画法第77条の2 ・都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令 ・藤井寺市都市計画審議会条例 ・藤井寺市都市計画審議会規則	15人以内 (14人)	男性委員数 11人 女性委員数 3人	0人	都市デザイン課
38 藤井寺市景観審議会	景観形成に関する基本的な事項及び景観法の施行に関し必要な事項	・藤井寺市景観条例 ・藤井寺市景観審議会規則	10人以内 (8人)	男性委員数 7人 女性委員数 1人	2人	都市デザイン課
39 藤井寺市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議	・空家等対策の推進に関する特別措置法第8条第1項 ・藤井寺市空家等対策協議会条例	10人以内 (10人)	男性委員数 9人 女性委員数 1人	0人	都市デザイン課

■審議会等の現況調査票（R8. 4. 1現在）

審議会等の名称	担当事務	設置根拠 (法律、条例、規則、要綱等)	組織（委員構成等）			所管課名
			定数 (現員)	男性委員数及び女性委員数	公募委員数	
40 藤井寺市地域公共交通会議	交通会議は、次に掲げる事項を協議する。 (1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃等に関する事項 (2)法令及び関係通知等で交通会議での協議が定められている事項 (3)交通会議の運営方法に関する事項 (4)その他交通会議が必要と認める事項	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市地域公共交通会議規則	25人以内 (18人)	男性委員数 16人 女性委員数 2人	0人	都市デザイン課
41 藤井寺市立小中学校通学区域審議会	市立小中学校の通学区域について調査審議する。	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市立小中学校通学区域審議会規則	現在委嘱なし			学校教育課
42 藤井寺市立学校教科用図書選定委員会	市立小中学校において使用する教科用図書の調査・研究を行う。	・執行機関の附属機関に関する条例第2条 ・藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則	現在委嘱なし			学校教育課
43 藤井寺市立小中学校通学区域弾力化検討委員会	市立小中学校に就学する児童生徒の通学区域に関し調査検討する。	・藤井寺市立小中学校通学区域弾力化検討委員会要綱	現在委嘱なし			学校教育課
44 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図ることにに関して協議するとともに、藤井寺市いじめ防止基本方針に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行う。	・藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例	9人以内 (9人)	男性委員数 4人 女性委員数 5人	0人	学校教育課
45 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会	学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に関すること、いじめに対する適切な措置に関すること等を調査審議する。	・藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例	5人以内 (3人)	男性委員数 3人 女性委員数 0人	0人	学校教育課

■審議会等の現況調査票（R8. 4. 1現在）

審議会等の名称	担任意務	設置根拠 (法律、条例、規則、要綱等)	組織（委員構成等）			所管課名
			定数 (現員)	男性委員数及び女性委員数	公募委員数	
46 藤井寺市地域部活動あり方検討委員会	スポーツ庁及び文化庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)」に沿って、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する方策を検討する等、市内中学校の部活動のあり方について調査審議する。	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)	20人以内 (12人)	男性委員数 10人 女性委員数 2人	0人	学校教育課
47 藤井寺市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議する。	・文化財保護法第190条 ・藤井寺市文化財保護条例第52条	10人以内 (8人)	男性委員数 6人 女性委員数 2人	0人	文化財保護課
48 史跡古市古墳群整備検討委員会	史跡古市古墳群の保存及び活用のための整備基本計画・保存活用計画について協議検討する。	・史跡古市古墳群整備検討委員会規則	10人以内 (6人)	男性委員数 4人 女性委員数 2人	0人	文化財保護課
49 藤井寺市生涯学習審議会	生涯学習センター、公民館及び図書館の管理、運営及び企画実施について調査審議する。	・社会教育法第29条 ・図書館法第14条 ・藤井寺市生涯学習審議会条例 ・藤井寺市生涯学習審議会規則	15人以内 (12人)	男性委員数 7人 女性委員数 5人	1人	生涯学習課
50 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会	市立小中学校体育施設の開放事業に係る諸問題について審議する。	・藤井寺市立学校条例第3条 ・藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会規則	12人以内 (10人)	男性委員数 7人 女性委員数 3人	0人	スポーツ振興課
51 藤井寺市スポーツ推進審議会	スポーツの推進に関する重要事項について審議し、これらの事項に関して市長又は教育委員会に建議する。	・藤井寺市スポーツ推進審議会条例 ・藤井寺市スポーツ推進審議会規則	10人以内 (9人)	男性委員数 6人 女性委員数 3人	2人	スポーツ振興課